

北九州市 木造住宅

# 除去 工事補助事業

住み替え・  
建て替え  
支援

便利が良い場所なので  
バリアフリーの二世帯住宅に  
建て替えて、子どもたちと  
同居しようかな

高齢の親が独りで  
実家に住み続けているけど  
この先何十年も使わないので、  
解体して同居してもらおうかな

古い木造住宅を解体する予定の方に朗報!

補助金額

最大 **30**  
万円

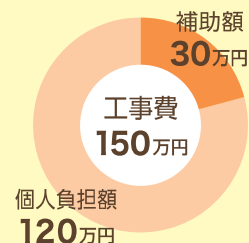
耐震診断を実施した結果、耐震性が不足しており、耐震改修工事ではなく、建て替え、または耐震性のある建物に住み替えを行う場合に、除去にかかる費用の一部を補助するものです



## 補助要件

- S56.5.31以前に建てられた2階建て以下の木造住宅
- 耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満であるもの
- 申請時に補助対象住宅に居住していること
- 耐震性のある住宅等を建築または賃借等により確保した上で除去を行うこと。(S56.6.1以降に建築確認済証を取得し建築されたもの、耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0以上であるもので、新築、既存を問わない)
- 補助額は、補助対象住宅の解体・撤去に要する経費または耐震改修工事に要する経費のいずれか低い方の額の23%以内の額
- 予算上限に達した場合、年度途中で受付中止となる場合があります。  
詳細は市ホームページおよび補助要綱・要領等でご確認ください

## ■ 除去工事に対する補助金の計算例



対象となる工事が  
**150万円の場合**  
150万円×23%  
=34.5万円<上限30万円

**>30万円の補助が  
受けられます。**

## 申請フロー

事前準備

事前相談

耐震診断を実施

耐震性が不足する事の確認

耐震改修、除却工事費の確認

耐震性のある住宅の確保

- ①新築住宅に建替の場合  
確認済証、契約書等の用意
- ②中古住宅、賃貸住宅等に  
住み替えの場合  
建設年度、耐震性等のわかる  
資料の用意

⑦交付申請書の提出  
(遅くとも10月末までに)

交付決定通知書の交付

除却工事契約の締結

除却工事実施

⑧完了実績報告書の提出  
(工事完了後)(遅くとも2月末までに)

補助金額確定通知書の交付

⑨除去工事に係る請求書の提出  
(遅くとも3月末までに)

補助金の交付

計3回の書類提出が必要です

交付申請手続き



**Q** 申請時点で空家の場合は補助対象外ですか？

**A** 補助対象外です。申請時に居住中であることが確認できる書類の提出が必要です(住民票等)。

**Q** 旧耐震基準だが耐震診断は必要ですか？

**A** 必要です。耐震診断を行い、現状の耐震性能を確認する必要があります。自己負担3,000円～6,000円で行えます。詳細は下記お問い合わせ先にご連絡ください。

**Q** 新たに建て替え、転居する場合は北九州市内限定ですか？

**A** 北九州市外、福岡県外でも構いません。

**Q** 賃貸住宅、親族宅に転居する場合はどうなりますか？

**A** 転居先の住宅、共同住宅等に耐震性があることが確認できる書類、転居したことが確認できる書類(住民票等)が必要です。

**Q** 予定していた建て替えが工事が遅れて、年度内に除却工事が完了できません。補助金はもらえますか？

**A** 翌年度に除却工事を行う場合は、改めて翌年度に申請いただければ可能です。(翌年度にまたがった工事となる場合は補助対象にはなりません)



耐震性が不足

住宅の除却工事

耐震性のある住宅へ  
建て替え又は  
住み替え



除却に関する  
問合せ

北九州市建築都市局 建築指導課

〒803-8501  
北九州市小倉北区城内1番1号

TEL.093-582-2531

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp>

北九州市 建築指導課 ホームページへ

